

第4回妹背牛町議会定例会 第1号

令和5年12月14日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 町長 行政報告
 - 4) 教育長 教育行政報告
- 4 委員会報告第2号 付託議案審査の結果について
- 5 妹背牛町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 6 同意第16号 妹背牛町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 7 同意第17号 公平委員会委員の選任について
- 8 一般質問
 - 1) 中山 義博 議員
 - 2) 成瀬 勝幸 議員
 - 3) 鈴木 正彦 議員
 - 4) 渡辺 倫代 議員
 - 5) 田中 春夫 議員
 - 6) 佐々木 和夫 議員
- 9 議案第42号 妹背牛町長、妹背牛町副町長及び妹背牛町教育委員会教育長の給料月額等の特例に関する条例について
- 10 議案第43号 妹背牛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第44号 妹背牛温泉設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第45号 妹背牛町債権管理条例について
- 13 議案第46号 妹背牛町上下水道事業設置条例について
- 14 議案第47号 妹背牛町上下水道事業の公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 15 議案第48号 令和5年度妹背牛町一般会計補正予算（第7号）
- 16 議案第49号 令和5年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 17 議案第50号 令和5年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算

(第2号)

- 18 議案第51号 令和5年度妹背牛町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 19 議案第52号 指定管理者の指定について(妹背牛温泉)
- 20 議案第53号 指定管理者の指定について(妹背牛町米穀乾燥調製貯蔵施設)
- 21 議案第54号 指定管理者の指定について(妹背牛町農産加工センター)
- 22 議案第55号 指定管理者の指定について(妹背牛町農産物直売所)
- 23 発議第11号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書
- 24 閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出について

○追加日程

- 1 議案第56号 妹背牛町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○出席議員(9名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 田中春夫君 | 2番 佐々木和夫君 |
| 3番 鈴木正彦君 | 4番 成瀬勝幸君 |
| 5番 赤藤敏仁君 | 6番 小林一晃君 |
| 7番 中山義博君 | 8番 渡辺倫代君 |
| 9番 廣田毅君 | |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 田中一典君 |
| 副町長 | 滝本昇司君 |
| 教育長 | 廣澤勉君 |
| 総務課長 | 北口信彦君 |
| 企画振興課長 | 鎌田秀章君 |
| 住民課長 | 石井昌宏君 |
| 健康福祉課長 | 愛山智弘君 |
| 建設課長 | 西田慎也君 |
| 教育課長 | 川上善樹君 |
| 農政課長 | 横井憲一君 |
| 農委事務局長 | 清水野勇君 |
| 代表監査委員 | 菅原竹雄君 |
| 農委会長 | 板垣耕徳君 |

○出席事務局職員

事務局長	菅	一	光	君	
書記	笹	尾	翔	大	君

◎開会の宣告

○議長（廣田 毅君） おはようございます。

ただいま議員全員の出席がありますので、これより令和5年第4回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（廣田 毅君） 町長より挨拶の申出がありますので、ご紹介します。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） 皆さん、おはようございます。昨晚から降り続いた雪で大変な朝だったと思います。ただいま廣田議長さんよりお許しがありましたので、定例会開催に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今年も師走を迎え、残すところ2週間少となりました。農業にとっては、今年は暑さと大風が収穫に大きな影響を及ぼしました。しかしながら、米価の上昇分がある程度の下支えとなって、大過は免れたのかなという印象を抱いております。

また、2類から5類へと引き下げられました新型コロナウイルスに対する心配も残っておりますが、現時点ではインフルエンザの流行が猛威を振るっている傾向にあるようでございます。

そして、妹背牛町も含めた地域経済の空気は、まだコロナ禍4年間のあおりを受けて冷え込んでおります。町民の皆様が安心して新しい年を希望と夢を抱きながら暮らしていけるよう、町行政としても議会の皆様と知恵を出し合いながら、微力ではあっても進んでいく覚悟でございます。

さて、第4回定例会への提出議件は、同意2件、議案14件であります。よろしくご審議、ご確定いただきますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（廣田 毅君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田 毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、中山義博君、渡辺倫代君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（廣田 毅君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月14日と15日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（廣田 毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、以上2件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（廣田 毅君） 3、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（田中一典君） （登壇） それでは、第3回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず1番目に、令和5年度妹背牛町功労者表彰でございます。昨年まで新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う総合文化祭の中止で、老人福祉センターにおいて受賞者へ伝達をさせていただいておりました。4年ぶりに総合文化祭の席上におきまして、多くの町民の皆様方とその功績をたたえていただきながらお受け取りいただくことがやっとかないました。表彰者につきましては、公益功労として2名、自治功労として2名の方が受賞されております。お一人目の木山卓己様におかれましては、治安、消防の分野、平成15年3月入団以来20年余りの長きにわたり日夜を分かたず、災害はもとより、火災予防行事等に対し率先してその業務に従事してこられました。また、火災防御のための訓練等に積極的に参加されており、防災に対し大きく貢献されたことによる表彰でございます。お二人目の江原久幸様におかれましては、治安、消防の分野で、平成15年4月入団以来20年余りの長きにわたり日夜分かたず、災害はもとより、火災予防行事等に対し率先してその業務に従事してこられました。また、火災防御のための訓練等に積極的に参加されており、防災に対し大きく貢献されたことによる表彰でございます。お三方目の赤藤敏仁様におかれましては、平成23年9月に当選以来現在に至る12年間の長きにわたり町議会議員として在職、地方自治の振興に大きく貢献されたことによる表彰でございます。締めにご紹介する伊藤馨三様におかれましては、平成18年10月に就任以来現在に至る17年間の長きにわたり固定資産評価審査委員会委員として在職、地方自治の振興に大きく貢献されたことによる表彰でございます。

2番目に、農業と商工業関係についてでございます。農業の関係として米の出荷状況に

つきご報告いたします。令和5年度の契約数量13万5,509俵に対し、出荷が13万3,107俵、出荷率は98.2%となっております。また、転作等の実施状況であります。実施農家162戸、転作面積が1,173.04ヘクタール、水稻生産目標から換算した面積が1,900.70ヘクタールに対し、水稻作付面積が1,913.46ヘクタールになり、水稻作付面積達成率は100.7%となっております。

次に、商工関係でございますが、町内の事業所に長年勤務され、地域の発展に貢献された優良従業員表彰についてでございます。こちらも町の功労者表彰同様、昨年までは新型コロナウイルスの拡大防止対策として表彰式の開催は見送られてきましたが、本年度は11月16日表彰式が行われ、5年勤続をはじめ30年勤続まで計13名の方々が受賞をされております。

3番目に、主な政務についてでございます。北空知町長会にて10月3日から5日にかけて京都府宮津市、亀岡市を行政視察、地域医療の取組と地域交通について学んでまいりました。また、11月7日から8日にかけて、当町における当面の諸問題について管内選出の国会議員各位へ要望活動及び安全、安心の道づくり全国大会、道路整備予算確保に関する秋季中央要望を行いました。11月14日には北空知圏振興協議会の先進地視察として千葉市の物産会社を訪問し、地域振興についての視察を行ってまいりました。また、翌15日には全国町村長大会、全国防災・危機管理トップセミナーに参加し、政府予算編成及び各種政策に対する重点要望の確認や、近年増えつつある自然災害に対応する危機管理体制の整備、防災減災対策の強化が急務な中、国や道との連携などについて再確認を行ってまいりました。その他の政務につきましては別紙に記載をしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

4番目に、建設工事の発注状況につきましてもお手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただければと思っております。

最後に、今後も国の補正予算などを目安にしながら、妹背牛町の町民の健康、経済活動を支えるとともに、町財政の健全性を維持する努力を続けていく所存でございます。どうかご理解を賜りますようお願いを申し上げ、以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（廣田 毅君） 4、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（廣澤 勉君） （登壇） それでは、第3回定例会以降の教育行政についてご報告申し上げます。

まず、一般庶務関係ですが、10月20日に札幌市で開催されました教育長部会研修会及び教育懇談会では、全道の教育長と懇親を深め、情報交換を行ってまいりました。10月23日には空知教育センターから委員選出の依頼があり、承諾いたしております。1

1月2日には北空知教育長会議が開催され、管内における教職員人事に係る情報交換を行ってございます。11月17日には北空知圏学校給食組合の教育長会議及び教育委員会臨時会が開催され、令和5年度補正予算、令和4年度決算認定、令和6年度予算要求などについて協議を行ってございます。

次に、学校教育関係ですが、9月2日の中学校学校祭及び10月14日の小学校学習発表会では、これまで児童生徒たちが一生懸命練習してきた成果発表を存分に見せていただいております。9月25日には滝川市において元妹背牛小学校校長の高谷護郎氏を訪問し、高齢者叙勲を伝達してまいりました。11月8日には空知教育局において令和6年度当初教職員人事に係る第1次協議を行ってまいりました。

最後に、社会教育関係ですが、9月22日のトライアルレッスン及び10月8日のタッチ・ザ・アートでは、中学2年生や町民の方延べ48名が札幌市において劇団四季の「リトルマーメイド」を鑑賞していただき、多くの方に芸術に触れる機会を提供いたしました。10月29日に美瑛町で行われた足腰鍛え隊では22名の参加をいただき、生涯スポーツを通じ、様々な世代間での交流も図れたものと思っております。

以上、主な会議及び事業につきましてご報告させていただきましたが、その他の事項につきましては後ほどお目通しくくださいますようお願いいたします。教育行政報告といたします。

○議長（廣田 毅君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 委員会報告第2号

○議長（廣田 毅君） 日程第4、委員会報告第2号 付託議案審査の結果についての件を議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

佐々木委員長、どうぞ。

○決算審査特別委員会委員長（佐々木和夫君）（登壇） それでは、ご報告申し上げます。

令和5年第3回定例会において付託を受けた案件について、審査の結果決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

付託案件は、認定第1号 令和4年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 令和4年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての7件でございます。

審査の日程は、令和5年10月17日から19日において決算審査及び全体委員会を開催いたしました。

審査の結果、以上報告申し上げました日程のとおり審査を行い、本件については認定すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（廣田 毅君） 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論ありますか。

1 番議員、田中春夫君。

○1 番（田中春夫君） （登壇） 私は、認定1号、令和4年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定、認定2号、令和4年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、認定3号、令和4年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に反対する立場から討論します。認定4号、認定5号、認定6号、認定7号は賛成いたします。

認定1号、令和4年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定について、マイナンバー制度は国民、町民の要望ではなく、国民の大きな反対を押し切って国が強行して進めてきたマイナンバー制度です。マイナンバーの目的は、国民の所得を正確に把握し、公正な納税、そして社会保障制度の確立にあります。行政として、町の財産やプライバシーを守る立場をしっかりとっていただきたいと思います。

第2に、認定2号、令和4年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、国保の第一の任務は、自営業者、農林漁業者、年金生活者などに保険医療を給付することではないでしょうか。町民の声として、高過ぎる国保料を下げしてほしいという声も聞かれています。国保料の引下げに重きを置き、措置を考えてはと思います。

認定3号、令和4年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、後期高齢者医療制度は、当初からこの制度は高齢者という年齢による差別的制度であり、このような制度を中止し、老人保健法を元に戻すべきと主張します。この点からこの決算認定について反対します。

最後に、町民こそ主人公、この町に住み続けてよかった、住んでよかった、全ての町民に光が当たる町行政に取り組むことを期待して、反対討論といたします。

○議長（廣田 毅君） 賛成討論ありますか。

8 番議員、渡辺倫代君。

○8 番（渡辺倫代君） （登壇） 私は、認定第1号から認定第7号までの令和4年度一般会計以下7会計の決算について、認定すべきとの立場から賛成討論を行います。

去る10月17日から19日までの3日間、決算審査特別委員会を開催し、各担当職員より細部にわたる決算の説明を受け、審査をいたしております。

最初に、一般会計の決算状況ではありますが、実質収支額は5,900万円の黒字決算となり、コロナ禍の中、第9次妹背牛町総合振興計画を柱に、限られた財源を有効に活用し、少子高齢化社会への対応や地域活性化の施策に努められたと評価するところであります。令和4年度からは温泉大規模改修実施設計にも着手され、現在もその改修工事が進められております。リニューアルオープン後にはうらら公園を含め、これらの施設が町の交流人

口増加に寄与するものと期待をしております。また、除雪ドーザー、小型ロータリーの更新といった除雪体制の強化や小谷橋長寿命化修繕工事等の社会インフラ整備も計画的に行われ、安全、安心のまちづくりにも取り組まれております。全会計を通して見ても町が将来負担すべき負債の比率を示す将来負担比率が令和3年度に続いてゼロとなるなど、収支バランスの取れた決算と評価するものであります。

最後に、マイナンバーカードの普及により行政サービスの向上、国保都道府県単位化による財政基盤の安定、後期高齢者医療制度による持続可能な保険制度づくりに尽力され、「小さなまちから 広がるつながり 暮らしやすいまち もせうし」の実現を期待して、令和4年度全ての決算における賛成討論とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） これから認定第1号 令和4年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（廣田 毅君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和4年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（廣田 毅君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和4年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（廣田 毅君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和4年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（廣田 毅君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和4年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（廣田 毅君） 起立多数です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和4年度妹背牛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（廣田 毅君） 起立多数です。

したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和4年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（廣田 毅君） 起立多数です。

したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

◎日程第5 妹背牛町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（廣田 毅君） 日程第5、妹背牛町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の件を議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。被選挙人の指名方法は、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、高田英実君、清水泰博君、有馬勇君、田中聖喜君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高田英実君、清水泰博君、有馬勇君、田中聖喜君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員会補充員には、高野政弘君、寺岡利雄君、斉藤邦美君、河村桂君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました高野政弘君、寺岡利雄君、斉藤邦美君、河村桂君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま指名した順序に決定しました。

◎日程第6 同意第16号

○議長(廣田 毅君) 日程第6、同意第16号 妹背牛町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)

○議長(廣田 毅君) 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(滝本昇司君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより同意第16号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第16号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第17号

○議長(廣田 毅君) 日程第7、同意第17号 公平委員会委員の選任についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)

○議長(廣田 毅君) 提案理由の説明を求めます。

副町長、どうぞ。

○副町長(滝本昇司君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより同意第17号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第17号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第8 一般質問

○議長(廣田 毅君) 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

7番議員、中山義博君。

○7番(中山義博君) (登壇) 通告書に基づき、質問をいたします。

妹背牛町での合同墓開設について。新たなニーズに合わせて妹背牛町で合同墓を開設できないか伺います。経済的な理由や、家族は遠方にいるが、自分は最後まで妹背牛町に住んでいたいなど様々な事情で、親族、血縁者によるお墓の維持管理や継承、または遺骨、焼骨の管理が困難になることが予想される。お墓の建立、墓じまいなど、遺骨改葬などの要望も年々増えている。一方、近年の少子化、核家族化などによる新たなお墓のニー

ズにも合わせて、ご縁のある方々が利用できる合同墓が近隣市や町でも開設されています。近隣の市町の合同墓は他町からの利用が難しいので、選択肢の1つとして、制約最小で多くのケースの方が安心できる妹背牛町での合同墓を開設できないか伺いたします。

再質問を留保いたします。

○議長（廣田 毅君） 答弁、住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） 中山議員の妹背牛町での合同墓開設についてのご質問にご答弁申し上げます。なお、令和4年第2回定例会において同様の質問がございましたので答弁内容が重複いたしますが、ご理解をお願いいたします。

墓地の設置や運営、火葬や遺骨の埋葬につきましては、墓地、埋葬等に関する法律により必要な規定が定められてございます。遺骨の埋葬は、自治体が設置する墓地や民間の霊園、寺院の納骨堂などに納めることとされてございまして、これまでは家族単位で埋葬することが一般的でしたが、少子高齢化の進行や核家族化、継承者の家庭事情等からお墓の管理や継承が難しいケースもあり、他の墓地や納骨堂に移す改葬や、生前にお墓を撤去して更地に戻す墓じまいをする方も増えてきており、遺骨の埋葬先の1つとして、血縁関係のない方と一緒に埋葬する合同墓を利用する方も増えてきてございます。

そうしたニーズに対応しまして、自治体でも合同墓を整備する動きが少しずつ広がってきてございまして、近隣では平成29年に砂川市が、平成30年に深川市がそれぞれ1,500体の、令和2年に赤平市が2,000体の、令和3年には滝川市が3,000体の遺骨を埋葬できる合同墓を整備してございます。砂川、深川、滝川の3市につきましては市内関係者の方に利用を限定してございますが、赤平市につきましては市外の方も利用することができます。また、旭川近郊でも他市町の関係者の方が利用できる合同墓もございます。本町におきましては、合同墓の整備につきまして数件の要望がございましたが、具体的に合同墓のニーズが顕在化している状況にはございません。また、整備には多額の費用を要し、維持管理費もかさむことから、現時点では合同墓を整備する予定はございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

○7番（中山義博君） ありません。

○議長（廣田 毅君） 以上で7番議員、中山義博君の一般質問を終わります。

次に、4番議員、成瀬勝幸君。

○4番（成瀬勝幸君） （登壇） 私は、9月の町議会議員改選後初めての一般質問でございます。何分不慣れな面もあろうかと存じますが、ご容赦のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

1点目の寄附額等の変更については、本年10月31日付の町ホームページに、ふるさと妹背牛応援寄附金制度として、本年11月より返礼品の調達費用に変更が生じるため、お米のプレミアム北彩香ななつぼしの20キロから100キロの返礼品で返礼割合3割以

下基準を厳守するため、寄附額の変更を行うとお知らせがありました。その内容等についてお伺いをいたします。

1つには、今回の調達費用に伴う具体的な引上げ額について、2番目として、今回の引上げ額と本年10月からの寄附金額の5割以下との関連はどうかについて、③として、本町のふるさと納税の返礼品の主な品目ごとの割合について、以上3点についてお願いをいたします。

次に、2点目の北海道におけるふるさと納税の非開示情報漏えいについては、本年9月30日付の新聞で、調達額、返礼割合、地場産品に該当する理由などの非開示情報を含む道内市町村のふるさと納税の返礼品リストを、北海道が2020から2023年度の4年間他市町村に漏えいしていたと報道がされております。23年度では、後志、胆振、上川、十勝、釧路、根室の6管内、計86市町村に道内179市町村分の情報が、渡島と留萌の2管内には管内分19市町村分の情報が流出し、残り6管内では流出がなく、4年間で延べ417市町村に及んだとされています。空知管内は入っていないようですが、本町の情報も他市町村に流出しており、誠に遺憾と思いますが、この件について道から何らかの通知はあったのか、また本町としてどう受け止めているのかお伺いします。

以上、再質問を留保し、終わります。

○議長（廣田 毅君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） 私からは、議員ご質問のふるさと納税についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のふるさと納税の制度見直しにつきましては、これまで制度の変遷とともに変更が行われてきておりますが、平成29年、30年の返礼品競争の過熱、いわゆる高額返礼割合の返礼品や、アマゾンギフト券を返礼品にするなどして一部自治体において400億円以上の寄附を1年間で集めるなど、大きな社会問題となりました。それを受けまして、制度の健全な発展を図る必要があるということで法律改正が行われ、令和元年6月1日より施行され、ふるさと納税の対象となる団体の指定制度が始まり、3つの基準が定められました。

基準の1つ目としては、募集適正基準として、制度趣旨に沿った募集の方法で、経費総額を5割以下にすることとされました。基準の2つ目としましては、返礼品の返礼割合を3割以下とすること、基準の3つ目としては、返礼品は地場産品とすることとされております。本年10月からのルール変更につきましては、基準の1つ目の経費総額5割以下の部分について見直しが行われました。見直された内容としましては、これまで募集外経費と言われておりました部分のワンストップ特例制度の事務費用や寄附金受領証の発行とその発送費用などがございましたが、メディアなどからは隠れ経費と呼ばれ、実際は5割以下になっていないと指摘されたことを受けまして、これらも含めて5割以下に収めるように変更がされました。また、地場産基準につきましても、熟成肉や他都道府県産のお米を精米して返礼品とすることができなくなるなどの厳格化が行われたところです。

議員ご質問の11月より返礼品の調達費用に変更が生じるため、お米のプレミアムななつぼしの20キロから100キロの返礼品で3割以下基準を遵守するために寄附額の変更を行った件につきまして、調達費用に伴う具体的な引上げ額についてですが、20キロのお米、ななつぼしで1,000円、40キロのお米、ななつぼしで2,000円、60キロのお米、ななつぼしで3,000円、100キロのお米、ななつぼしで5,000円の引上げをそれぞれ行ってございます。

今回の引上げ額と本年10月からの寄附額の5割以下とするルール変更との関連はどうかについてですが、今回の引上げ額につきましてはお米の調達額の上昇に伴うもので、返礼品割合3割以下遵守に該当しますので、5割以下とするルール変更の影響によるものではないかと考えております。今回5割以下のルール変更がありましたが、本町は募集外経費を含めましても経費総額が5割未満となっております。

本町の返礼品の主な品目ごとの割合につきましては、昨日までの寄附額約2億6,500万円のうち、お米の寄附が97%で、お米以外が3%となっており、お米のうち、ななつぼしが63%、ゆめびりかが15%、食べ比べセットが19%、お米以外では約3%がジギスカンとなっており、ジギスカンに続いてメロン、大黒屋さんのお菓子などへの寄附がございしますが、割合にいたしますと0.数%となっておりますので、本町の場合は主力返礼品がお米、次いでジギスカンという状況になってございます。

2点目のご質問、北海道におけるふるさと納税の非開示情報漏えいについてご答弁申し上げます。総務省の指定制度が開始となって以来、道から振興局を經由し市町村へ通知する際に当該市町村以外の他の自治体の返礼品リストも含んだ形のデータを提供していたことが、今回の非開示情報の漏えいとなっております。本来であれば道から振興局へ通知後は当該市町村のみの通知を行うべきでありましたが、市町村から振興局を經由し北海道、そして国へとやり取りを複数回繰り返す中で、開示すべきではない返礼品リストがほかの自治体へも開示されてしまった状況となっており、本町の返礼品リストにつきましてもほかの自治体へも開示されたことを空知総合振興局に確認をしております。また、ほかの自治体へも開示されてしまった情報がさらに第三者の委託業者に漏えいした事実もあり、8件のリスト共有が確認されておりますが、本町の情報は自治体以外には漏えいしていないことを空知総合振興局に確認しております。

返礼品リストは、返礼品名、寄附額、調達費用、返礼割合、地場産品該当基準及び該当理由が掲載されているリストとなっております。北海道からは令和5年9月11日付の文書にて北海道総合政策部長よりお詫びの通知が届いており、経過説明及び対応内容、情報提供先へのデータ削除依頼、再発防止策が記載されており、本町としましては通知を受けた後に電話にて空知総合振興局担当者に経過及び詳細確認を行ったところでありまして、情報漏えいによる影響や被害は現時点では確認されておられません。

また、北海道から本町へのお詫びを受け、町としてどう受け止めているかでございますが、今の時代、情報の管理には細心の注意を払い、公務に努めなければならないと考えて

おりますし、社会通念でもございます。今回のふるさと納税の返礼品リストがほかの自治体に通知されてしまったことにつきましては、ルールに従い、ふるさと納税を受付している本町としましてはやましい点は何もありませんが、やはり手の内は見せたくないですし、ほかの自治体からは見せてもらえないのが実情なため、関係する委託業者へほかの自治体から情報が漏れ出てしまったことに対しては自治体職員の責任が問われても当然だと思いますし、本町を含め関係するふるさと納税担当者が重く受け止め、今後の業務に生かしていくことも必要だと考えてございます。

特にワンストップ特例申請事務に関しましては、マイナンバーなどの個人情報も扱いますので、関連委託先を含めて細心の注意を払うように担当部署に指示をしております。今回の件を対岸の火事とは考えずに、今後も情報管理及び漏えいに対してマニュアルの確認、徹底を行い、庁舎内では毎年行っております特定個人情報保護管理者及び担当者の自己点検も行いながら引き続き情報管理に努め、対応したいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4 番議員、成瀬勝幸君。

○4 番（成瀬勝幸君） ただいま鎌田課長さんから丁寧な回答をいただきましたが、ふるさと納税の寄附額は本町の貴重な財源として位置づけられています。1 点目の今回の引上げに伴う影響はあるのか、また過去の寄附総額で見ますと令和3年度が2億9,100万円、令和4年度が2億4,200万円と大幅に落ちていますが、令和5年度の寄附額の見込みはどうかお伺いをいたします。

2 点目の北海道における非開示情報漏えいについては、北海道からお詫びの通知が届いていたとのことで理解をいたしましたので、再質問はございません。

以上、再々質問を留保し、終わります。

○議長（廣田 毅君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

11月からの寄附受付額の変更による影響でございますが、今回ななつぼし20キロ以上の返礼品について見直しを行っておりますが、10キロの返礼品へのお申込みが集中している状況であり、寄附総額への影響につきましては40万円程度の微増といった状況となっております。

令和5年度の寄附見込額3億円の影響につきましては、今回の寄附額変更が一部に限られており、数量の多いお米への申込みが少ないことから、あまり影響はないものと考えてございます。また、令和4年度2億4,200万円、令和3年度2億9,100万円となっており、令和3年度につきましてはコロナ禍の影響があり、巣ごもり需要と言われ寄附額が増額し、令和4年度につきましてはコロナが落ち着き、外出の機会が増え、寄附額が落ち込んだものと考えてございます。また、今年度につきましては、10月に制度のルール変更があるとメディアで取り上げられ、9月に過去最高の一月で1億982万8,0

00円の寄附がありました。昨日現在約2億6,500万円の寄附をいただいておりますので、3億円を目指し、努力してまいりたいと考えてございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

4番議員、成瀬勝幸君。

○4番（成瀬勝幸君） それでは最後に、ふるさと納税について町長の考え方についてお伺いし、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（廣田 毅君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） それでは、議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のとおり、現在ふるさと納税は本町における貴重な財源となっております。今後も総務省のルールを遵守した中で、全国の皆様から妹背牛町を応援していただけるよう、魅力ある返礼品を開発するなど併せ本町の情報を発信し、財源の確保としても努めてまいりたいと考えてございます。

これまでも様々な町施策にふるさと納税を活用してまいりました。また、地域の方がふるさと納税により支えられているのも事実でございます。私自らが広告塔になり、町を応援していただけるよう、先日もHBCラジオの収録に出演いたしました。リニューアル後の温泉のPRと併せ、ふるさと納税のPRもさせていただいたところです。放送日は、12月28日午前10時50分からHBCラジオの「ろ〜かるナビです北・東！」にて放送されております。お聞きいただければと思っております。

また、来年には札幌方面からバスのツアーがありまして、妹背牛町を訪ねてくる20名の人たちをお迎えして、町長がその中で妹背牛の産品、いろんなところをご紹介しますという形で、その中でもお米あるいは、当町自慢で門外不出ではございますが、トマトジュースなども振る舞いながら、それを妹背牛の宣伝として使っていきたいと考えてございます。今後も議員お気づきの点や発案などがございましたら、担当課を通じ、活発なご意見等含めご提案をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（廣田 毅君） 以上で4番議員、成瀬勝幸君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。なお、再開は10時15分といたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（廣田 毅君） それでは、再開します。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） （登壇） 通告に従いまして、一般質問いたします。

ふるさと納税返礼品項目の多様化についてお伺いいたします。本町の自主財源として重要な役割をしているふるさと納税ですが、現在は米やジンギスカンなどの物品としての返

礼品が主になっています。この返礼項目をいろいろな角度から多様化できないのかをお伺いいたします。あくまでも参考ではありますが、妹背牛にゆかりのある方で、遠方にお住まいでお墓の管理が難しい、そんな状況の方もおられるかと思われます。そのような人たちのために、お墓の管理を代行するなどのサービスも本町のふるさと納税返礼品になり得ると思います。そのようなサービスがより多くのふるさと納税の確保につながると考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（廣田 毅君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） 私からは、議員ご質問のふるさと納税返礼品項目の多様化についてご答弁申し上げます。

ふるさと納税は本町にとって貴重な財源となっており、今年の10月にふるさと納税制度のルール変更があるとメディアで取り上げられ、駆け込み需要もあり、昨日で約2億6,500万円の寄附が妹背牛町に寄せられております。制度改正があり、一概に比較はできませんが、昨年同時期と比べまして約8,000万円の増額となっております。現在妹背牛町でふるさと納税の返礼品につきましては、お米、ジンギスカン、トマトジュース、メロン、大黒屋さんのお菓子、高田とうふ店の豆腐セット、SUN工房あぜみちの浅漬の素、アップルミントのリキュール、駅名標、コテージ宿泊券、カーリング体験、宿泊券とカーリングのセット、ペペルプレオープン入館券を、それぞれ寄附者のニーズに合わせて38品目59種類の返礼品としてございます。

議員ご提案のお墓の管理も、北海道内でも草刈りや墓石クリーニング、献花やお墓参り代行などを行っている市、町がございます。本町もそのようなニーズに応えられるように、ふるさと納税の返礼品に追加できるよう検討してまいりたいと考えてございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 前向きな答弁いただきまして、ありがとうございました。

ふるさと納税につきましては、目的の1つとして、妹背牛にゆかりのある方から妹背牛の行政サービスを行うために協力してもらい、ふるさとに恩返ししてもらおうというような趣旨が1つになっている部分があると考えております。お墓を例に挙げましたが、以前にも高齢者事業団を使って項目にならないだろうかというような検討もなされたことがあったように伺っております。ですが、残念ながら手が回りそうもないというような返答で断念したという経緯も伺っておりますが、相手方を1つに定めず、民間の力を多く利用していただきながら、納税をいただく、そして妹背牛町の中の企業も育てていくというような方法も必要なのではないかなと考えております。

現在お米については97%であるということで、実は私も返礼品の作業に加わらせていただいている部分はあるのですが、現状の作業内容では機械の能力というか、状

況では、お米の返礼品をこれ以上、正直言って増やすのは厳しいのではないのかなど。精米機であるとかもろもろ工夫しながら前にいかないと、若干テーマとは違ってきていますが、そんな考えもしております。なおさら民間の力をうまく利用して、人の確保にしても、いろいろな方法の中に民間の力というのを入れていく必要もあるのではないのかなど思っております。

より多くの寄附を集められるように、いろいろ方法が変わりながら進んでいるのですが、サービスの提供ということを見ると、まだ考えられるものはあるのではないのかなど。また例え話になりますが、夏場の住宅の管理についても、空き家になっている住宅で、関係する親族の方は遠くに住んでいらっしゃる。そんな方の家の周りの草の管理であるとか、冬の除雪であるとか、屋根の雪下ろしであるとか、そんなことも考えられるようになってくるのではないのかなど。先ほど課長のほうから考えていきたいというお答えでしたので、テーマについては役所の中だけで考えるのではなくて、思い切って町民の方の考え方も大いに参考にしていく方法もあるのではないのかな、そんなことが考えられると思いますが、より多くの人の意見を聞きながら項目の多様化を考えていくのも1つではないかと思えます。いかがでしょうか。

再々質問を留保し、終わります。

○議長（廣田 毅君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

返礼品の多様化でございますが、遠方にお住まいの親族が利用できるように、高齢の親の自宅などの周りの除草や除雪、また現在お住まいになられていない空き家の見守りなどを返礼品に追加することを検討し、返礼品の多様化を図ってまいりたいと考えてございます。また、お墓の管理につきましては、高齢者事業団に以前お断りされた経緯がございますが、再度高齢者事業団や社会福祉協議会とも協議をし、また民間も視野に入れ、町民の意見も参考にして検討してまいりたいと考えてございます。全国から妹背牛町を応援していただけるよう返礼品の多様化を図りながら、魅力ある返礼品と併せて本町の情報を発信し、寄附額を確保できるよう努力してまいりたいと考えてございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3番議員、鈴木正彦君。

○3番（鈴木正彦君） 積極的な答弁をいただいて、ありがとうございます。

多様化すればするほど、庁舎内のいろいろな課が携わっていかなければならない。横の連携が本当に大事になっていくと思います。現在も企画振興課と農政課が協力しながら前に進んでいるわけですが、横のつながりをさらに現状よりも強くしていかなないと前に進まない部分も出てくるのかな。さらには、人間の確保というか、企画のほうで一生懸命やられていますが、果たして人数が足りているのか、これより寄附額が増えると人員の配置が足りなくなるようなことも起こり得る。そんなところにも民間からの協力や手助けを受

けることは考えられないのかなというようなことを再度提案させていただきまして、町長のこれからの対応についてお伺いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（廣田 毅君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 議員の再々質問に対してご答弁を申し上げます。ふるさと納税の大切さは、議員もおっしゃるとおり、妹背牛町の財源を支えてくれているような形になっております。

まず、9割以上がお米ということで、ちょっと外れたようにも思われますけれども、ふるさと納税の9割以上を占めるお米の精米能力、それから高品質のお米を確保する、妹背牛町内で引き受けられる可能性、それが基本的に今3億円という数字の中で私たちの頭の中に入っております。もしそれを超えていくような事態が今後推測されましたら、それに対して民間の力を借りながらやっていくのか、あるいは企画振興、農政の中だけでやれるのかということも含めて検討中でございます。

そういうことの中でやっていくつもりでございますけれども、個別の案件として出されましたお墓の管理、それから空き家は単に除却できるかということなかなか除却できないものが残っておりますし、それに対する新たな手だて、それから墓じまいや合同墓のようなものも最終的には考えられるのですけれども、その前にまずはここに来てきれいにしてもらい、ゆかりの地の人たちの力を借りる、また民間の活力を借りて私たちの返礼品とつなげていくというアイデアは非常にいいと思いますし、私も議長がまだ議員のときに同じような質問を受けております。

仕事を請け負う対象によりましては、人の墓地に入るのはちょっとという感じで、ある意味では聖域ですから、そういうお断り方がされた事例もございます。ただ、民間がそれに対してきちんと対応していくということも可能かと思しますので、間口を広げて、町民の皆さんが妹背牛に住んでいる場合、それから妹背牛から出ていった場合に残されたご家族あるいは墓石、それからお家でまだ処分できない状況のものを、いい意味で除却できるかどうかの方法で走っていますけれども、管理という形で逆にそこに応援をしてもらいたいというのもいい姿だと思います。知見をご利用させていただきまして進めていきたいと思っております。これによって答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

次に、8番議員、渡辺倫代君。

○8番（渡辺倫代君） （登壇） 通告に従い、質問いたします。

本年1月、小中学校統合建設事業が延期となり、一旦小中一貫教育検討委員会などの凍結となりましたが、その後の教育委員会の動きをお聞きいたします。

まず1点目、小中一貫教育の導入に当たっては、これは学校建設延期とは関係なく、教育委員会事務局において、また教育委員会会議、協議会という形での話し合いなど、検討委員会が再開される来たるべきときのために協議、検討、準備は行われているのでしょうか。

2番目、昨年、妹背牛町小中一貫教育検討委員会と同時期に小中学校及び町民会館施設整備検討委員会も設置、開催されました。新統合校舎に町民会館機能を持たせる案が検討されて提案されておりましたが、これも今は止まっています。本来、第9次総合振興計画にある町民会館単独での建て替えについては今後どのように進めていかれるのか、教育委員会のお考えをお聞きいたします。

3番目、昨年、統合新校舎建設が財政上の理由から延期になっており、改築を含めて再検討されるとして今年度調査が行われましたが、その調査結果からどのような見解が導き出されたのかお伺いいたします。

再質問を留保して、終わります。

○議長（廣田 毅君） 答弁、教育課長。

○教育課長（川上善樹君） それでは、渡辺議員の質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目です。小中一貫教育の協議、検討、準備は行われているかということですが、小中一貫教育検討委員会は昨年3回、6月、8月、10月と開催しております。その中で、教育長までの答申まではいかなかったのですが、内容としては、小中一貫教育制度を導入し、義務教育学校を設置すると固まっていました。今年度については、事務局内部において先進地の情報収集や教育委員会、校長会などから意見をもらい、どのタイミングで検討委員会を再開するのかなどを協議しているところであります。3点目の質問に関連しますが、来年3月に個別施設計画の改定版の調査結果が出ます。あまり早く動きますと情報も変わってきますので、学校建設の見通しが出てから検討委員会の再開を視野に入れ、また昨年話し合った内容を確実に引き継ぎながら具体的な議論を進めていきます。

次に、2点目です。町民会館建設の議論、第9次総合振興計画に記載してあります町民会館の建て替えの関係ですが、過去に何度か一般質問で同様の内容が出てきておりますので答弁が重複するかと思いますが、ご了承ください。

現在の町民会館は昭和47年に建築されており、既に51年が経過しております。建築当時は鉄筋コンクリート構造の2階建てで、大きな講堂などを備えた立派な建物でしたが、近年では施設の老朽化や耐震問題、利用者のニーズの多様化により、その機能を十分に発揮することが困難な状況にあります。設置機具等の修繕回数も増えていきますし、エレベーターがないことから、2階を利用する高齢者にとっては利用しにくい点もあります。第9次総合振興計画の中では、令和9年度から11年度にかけて建て替え工事、解体を予定していました。しかし、この建て替え工事は当初から財政状況によっては事業年度が後ろにずれ込むことが想定されており、現在は学校建設の関係から、計画のとおり取り組めない可能性が高い状況にあります。

続いて、3点目です。統合校舎建設の調査結果の件ですが、結果は3月に出る予定となっております。その結果に基づき新築なのか改築なのかを決定した上で、その時期を含めて財政状況を見ながら判断していくこととなります。

以上、3点についてのご答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、渡辺倫代君。

○8番（渡辺倫代君） まずは、教育委員会は町長から独立した教育行政組織ですから、細かい意見や提案はどうなのだろうかということは充分承知した上での質問とご理解していただきたいと思えます。

先ほどさりと、進んでいます、教育委員会事務局でやっていますとお答えいただきましたが、昨年検討委員会において、小中一貫の導入と、形態としては義務教育学校を設置するという答申案は目にしておりましたが、小中一貫教育の導入に向けての取組は、新築の校舎建設が延期になり、果たして新築になるのか、調査の結果改築でいくのか明確でないにしても、一貫教育導入に向けては肅々と進めていかなければならない問題であると考えております。動きを止めてはならないと思えます。

令和5年度の教育長の教育執行方針の冒頭にも、本町が目指す新しい学校づくりについては、小中一貫制度の導入など、昨年検討委員会で検討いただいた内容を踏まえ、将来を見据えた協議、検討を継続して行ってまいりますとございます。それが私たちには伝わってこない1年間でありました。今年1月に、財政上の理由から延期になるというのは、財政部局であります総務課長が矢面に立っての議会への説明がありました。建設延期の説明の後、教育委員会からの説明や報告は皆無でありました。辛うじて今年3月定例議会において一般質問への答弁にて知るという状況でありましたし、町民の方からのどうなっているのでしょうかという問いに明確に答えられなかったのも事実でございます。

一貫教育推進に当たっては、検討委員会に限らず町、教育委員会は、丁寧に保護者をはじめ住民の皆さんの声を聞き、町長、議会、財政部局の共通認識を高めて、特に財政部局とは協議、連携を深めて取り組むことが肝要と考えますが、考え方をお伺いいたします。

かつて小中一貫学校といえば、国立や私立の学校がほとんどでありました。個々の児童とか生徒の発達に対応して教育を行っていくためには、系統、そして一貫性を持たせた教育を行っていくということで10年にわたり長年研究が進み、市町村においても全国各地で取組をすることが増えましたので、法律が変わったわけです。2015年、平成27年に学校教育法の一部を改正する法律が参議院本会議で可決されました。可決成立したことによって妹背牛町も小中一貫の取組に向かうというかじ取りをされたわけですが、法律が変わって、線路でいうと、復元された義務教育のもう一本の線路ができたということになると思えます。つまり空知でいいますと、義務教育学校になった歌志内学園、一緒の場所にはないのですが、沼田町の沼田学園のように、施設は分離型であっても小中一貫、小学校、中学校の導入校という学校と従来どおりの当町のような学校と複線化したわけであり、市町村には小学校、中学校を設置する義務が課せられていますけれども、異なる線路への移行というのは、保護者や地域住民の方への丁寧な説明、共通認識をつくっていくことが重要であります。

読み物を読んでおりましたときに参議院で成立したときの附帯決議を見るまでもなく

という文言がございましたので、附帯決議とは何だったのだろうかと調べてみました。もちろん政府はとか都道府県教育委員会はとかというのはあるのですが、7つのうち3項目が市町村教育委員会という文言でございました。1つ読み上げますが、市町村教育委員会は、検討段階から保護者や地域住民等に対して丁寧な説明を行い、その意見を大切に反映し、幅広く理解と協力を得て合意構成に努めること。市町村教育委員会は、自らの方針や各学校への取組について保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、幅広く理解を得るように努めること。要するに皆さんの合意、そして幅広く理解を得るようにいたしましょうという特段の附帯決議がついてございます。先ほどと重なる部分もありますが、改めてそれを踏まえてどのように対応されて進めていかれるのか、お考えをお伺いいたします。

また、どのように情報発信していくかという点でございますが、小中一貫教育の編成、実施に関する手引というのが文部科学省より出ております。110ページにわたる大きな手引書でございますが、妹背牛町はまだ導入が始まっておりませんので、34ページまでが導入に当たっての基本的な手引であります。それを読ませていただきましたが、情報発信が大事であると記されてございます。教育委員会のウェブサイトでの情報提供の重要性、広報のことも触れてあります。

昨年小中一貫教育検討委員会が設置されまして、議事録などは町のホームページに載せてありました。町の情報というところです。教育総合会議、教育委員会会議はお知らせのところですか。時間が過ぎれば数々のお知らせに埋もれていくのです。大変情報をもらうのが難しい教育委員会になっています。かつて一般質問でホームページの充実を言いましたときに当時の教育長から、今の体制ではできない、難しいという答弁をいただいております。加えて、当町のホームページには教育委員会という名称へリンクしているバナーもありません。組織から探すという項目でいきますと、教育課学校教育グループと教育課社会教育グループが出てきます。社会教育で行われている数々の活動も、教育課のホームページからは見ることはできません。

学校のホームページですが、非常に充実して、子供たちの顔が分からないように目に星をつけたりして、非常によい発信をされております。学校へ広報を促すべき教育委員会のほうが情報を発信できていないように思います。教育委員会は町部局の教育課ではありません。教育委員会という名称で教育施設や教育施策、議事録の公表、様々な取組を出していない町も大変珍しいです。今後小中一貫した教育を導入、実施となると、当然設置者たる教育委員会が果たす役割は大きくて、情報発信は非常に重要です。現状では大変難しく感じていますので、教育発信の方法と併せてホームページ、いま一度検討のお考えはなにかお伺いいたします。

北海道教育委員会が出している義務教育学校設置状況及び小中一貫小学校、中学校の導入状況を見ますと、令和3年4月から令和5年5月の約2年間に義務教育学校は14校から24校へ増えております。小中一貫小学校、中学校は92校から128校へ増えていきます。各市町村が、義務教育9年間の質の保証と質のさらなる向上に向けて、複線化したも

う一つの線路のほうに向かったということであると思います。都道府県教育委員会は、小規模な自治体の研修のサポートや中核となる教員の異動年数の柔軟な取扱いを行うなど配慮しなさいと記されておりますし、十分な教職員定数の確保とか、導入校には優遇があるように見えてしまいます。この辺、北海道の道教委はどうなのでしょうお伺いします。この取組を行っている学校であると承認されるためには何が必要なのかお伺いいたします。

次に、町民会館についてですが、当初から第9次の令和9年からの建て替え予定はずれ込む予定であったと先ほど答弁いただきましたが、施設検討委員会はどこまで話が進んでいて、方向としてはどのように進んでいたのかお伺いいたします。町民会館施設整備検討委員会要綱を見ますと、第3条に記されたメンバーですが、役場の課長職ですか、4名入っておられて、検討委員会からPTA会長2名とか、保育所父母の会を除いた方たち、要するに役場の課長職さんたちが入って検討されていたのです。これで広く意見を求めていることになっているのか疑問に感じると、新しく建てる学校に町民会館を併設するのが事務局からの提案のように思えてしまうところがありました。施設整備検討委員会の検討の流れはどうであったのか、これを引き継ぐのか、学校施設と町民会館の複合化を教育委員会としてはどうお考えなのか、それをお伺いいたします。

今、要綱のことを言いましたけれども、1の小中一貫検討委員会の設置要綱に関してのことに戻りますが、検討委員会のメンバーは小中のPTA会長さん、校長先生お2人、学識経験者の方お2人、そして学校の課長、主幹2人が入っておられますが、女性が一人もいらっしゃらないのです。これからの学校を審議するのに、住民から一人の女性の委員もおられないというのはいかがなのかなと思ってしまいました。行政委員会のときにこの件を言いましたら、検討委員会のほうにはご主人の名前であっても出てきていただいている奥さんから女性の意見をいただいているとのお答えだったのですが、正式に委嘱させていただいて、確かなお立場でご意見をいただくほうが望ましいと思います。施設検討委員会の要綱には委員長は必要があると認めたときは委員以外の者も出席させ、意見を述べさせることができるかとあるのですが、検討委員会のほうにはこの条文はございませんでした。2つの検討委員会の設置要綱を見ますと、進めていく会長が教育課長となっております。中長期的な検討を要する委員会になりますから、いずれにしても要綱の一部改正を含めて見直しが必要かと考えますが、いかがでしょうか。

それから、3番目の調査についてなのですが、今までこれが進んでいるときに新築ありきではないとか解体ありきではないというお言葉を耳にいたしました。2つの選択のうちどちらになってもいいように、難しかったかと思いますが、調査に1年かかっている、まだ結果が出ていないということでしたので、また答えが延び延びになるような気がいたします。先ほど今年の3月にはできますよとおっしゃいましたが、5月の臨時議会の補正でございました個別施設計画改定委託ですか、その調査内容をお伺いしたいと思います。

以上で再々質問を留保して、終わります。

○議長（廣田 毅君） 答弁、教育課長。

○教育課長（川上善樹君） それでは、渡辺議員の再質問についてご答弁申し上げます。

まず、学校建設にかかわらず小中一貫教育には取り組むべきではないかという質問ですが、小中一貫教育導入の狙いとしては、主に義務教育9年間で修了するにふさわしい学力と社会性の育成、中1ギャップの解消、自尊感情の向上となります。1回目の答弁でも申しましたが、今年度は準備期間としていろんな情報を取り寄せながら、次のステップへ向けて動いております。決して立ち止まっているわけではありません。少しずつではありますが、歩み続けていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、学校建設延期後教育委員会からの情報があまりないのではないかという質問なのですが、学校建設が延期と決定した際には、議員さん、教職員、保護者に対し説明会を開いております。町民に対しては広報で周知したところではありますが、その後どうなったのか、先ほど言われたとおり動きが全然見えないということなのですが、まだ方向性が決まっていませんでしたので皆さんにお示しという形は取れなかったのですが、今後は進捗状況などを小まめにお知らせやホームページなどで報告、丁寧な説明をしていきたいと思っております。また、財政部局とも連携を取りながら、その辺はしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

次に3点目、ホームページ、情報発信の関係です。情報が見えにくい、探しづらいということでしたが、昨年開催しました両検討委員会は、議員がおっしゃったとおり町の情報の中にあります。総合教育会議、教育委員会会議の議事録は行政情報のお知らせに入っております。お知らせの新着情報は現在5件までしか画面には表示できないのですが、古いものは右側にありますお知らせ一覧というのをクリックすれば50件まで見られますが、それより古いものは各項目に行かないと見ることはできません。解決策として有効なのは、ユーザーに見つけてもらいやすくなったり、印象に残りやすいバナーを設置することが考えられます。現在ふるさと納税や移住定住など9個のバナーが設置されています。これはパソコンだけではなく、スマホでも同じ仕様になっています。画面上部にかかなりの大きさ、画面の半分ぐらいを占めているのですけれども、約3秒ごとに自動的にスライドしていく仕組みになっております。今の状況を見ますと、それほど目的のページまで時間を要していないのかなと思っておりますのでそこまでの必要性はないような気もしますが、一人でも多くの方に妹背牛町の教育に関心を持っていただくためにも、ホームページ担当の企画振興課と相談し、教育委員会関連の情報が、先ほど言われました社会教育の部分も含めて見ることができる教育委員会専用のバナーの設置に向けて検討させていただきたいと思っております。

次に、道教委からの融通といいますか、フォローの点になります。道教委では、平成29年度から小中一貫教育の導入等に向けた支援のため、国の加配の範囲内で小中一貫教育実施校や実施予定校に対し教員を加配しています。令和5年度からは小中一貫連携教育への支援のため、国の専科指導加配を活用し、中学校教員が教科の専門的な指導の充実に積極的に取り組むとともに、義務教育9年間を見通した取組を推進する中学校へ教員を加配しております。既に小中一貫教育を導入している沼田町は、平成29年度と平成30年度

の2年間加配措置をされております。このようなことから本町では、小中一貫教育に取り組む際には確実に承認されるために、乗り入れ授業などの到達目標などを明確にし、しっかりと準備を進めていきます。

次に、昨年の町民会館設備検討委員会、どういう話だったのかということなのですが、去年の内容としては、学校施設との複合化の話も出ましたが、セキュリティーの面から難しいという意見が多く、複合化はしない方向で進んでいました。検討委員会を再開する場合には、しっかりと去年の会議内容を引き継ぎます。また、第9次総合振興計画の中では町民会館の建て替え等が予定されていましたが、学校建設が延期になった今、今後は令和6年度から改築する予定の役場や保健センター、町民会館も含んでいるのですが、公共施設長寿命化計画の中で町民会館をどのようにしていくのか、慎重に判断していくこととなります。

次に、町民会館施設整備検討委員会設置要綱の件です。先ほど委員として町民から一人の女性も入っていなかったということですが、当て職の関係もあるのですが、次回再開する際には女性を積極的に登用するとともに、委員長等の選出の見直し、要綱の一部改正も行いますので、ご理解のほどお願いいたします。

最後になりますが、学校教育施設個別施設計画改定版、この調査の内容についてです。内容につきましては、新築、増築案、改修等も含めますが、児童生徒数を推計し、規模等も想定したパターン別に長期的な将来費用推計を算定、シミュレーションする調査となっております。新築の場合は、あくまでも予定ですけれども、早くて令和15年4月の開校、改築の場合は新築よりは早く開校できる見込みですが、何年早まるかは今のところ不透明であります。

以上、再質問に対してのご答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

8番議員、渡辺倫代君。

○8番（渡辺倫代君） まず、3番目の調査に関してですが、結果が出た場合、令和3年に経済文教常任委員会がございまして、私は経済文教ではなかったのですが、資料だけいただきました。そのときの議事録もいただいたのですが、委員長さんが一貫教育に関して定期的に話を聞かせていただきたいと結んでおられるのです。それ以降も皆無だったわけです。ですから、調査に関しまして結果が出ましたら、教育委員会には教育委員さんがおられますが、報告と説明のようなものを議会にもいただきたいなと1つ思います。

それから、さっき専科の話が出ました。加配がいただける、優遇がいただけるということでありました。妹背牛には教推協がございまして、教推協の部会の先生方の研究授業のときに中学校の音楽専門の先生が、小中連携ということで相互乗り入れされたのです。教育長と2人で見させていただいたのですが、音楽専門の中学校の先生が小学校低学年の音楽を担当されていました。ピアノには大きな手の模型を厚紙で作って持っていかれていましたし、45分の授業が終わる頃、歌い方が見違えるように驚くぐらい上手になったので

す。がなって歌っていたのがちゃんと歌になっていた。一貫校になればそういう乗り入れとか、柔軟に教職員のやり取りが教育委員会の考えでできる、そういう希望を私は持っております。

小中一貫教育は導入したから成果が出るというような単純なものではないと思いますし、先行事例を読みますと、10年ぐらいかけてその町の特色を、指導の先生方の理解を得ながら、長い取組が必要であると考えます。自分の町に合うように取り入れていって、学校に合うようにして行うということだと思います。ここで教育長に提案がございます。小中一貫教育に関する推進計画を作成されるお気持ちはないでしょうか。この方法を取ることにによりまして、教育委員会として小中一貫教育の定義とか目的、目標、それから妹背牛町の目指す子供像、教職員像などが明らかになってくると思うのです。それが明らかになった上で、検証も行いながら学校づくりの取組を進めることができると考えられます。また、先ほどの110ページにわたる文科省から出ている導入に当たる手引書を読みますと、推進計画をつくって取り組まれている市町村もあるということでございます。そういう取組で進めている例もあるようですので、いずれ検討委員会も再開となると思いますが、推進計画があれば、妹背牛町の取組の骨子に沿って進めていけるのではないかなという思いがしております。それも含めまして小中一貫教育への思いと教育長のお考えをお伺いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（廣田 毅君） 答弁、教育長。

○教育長（廣澤 勉君） 渡辺議員の再々質問に対し、ご答弁申し上げます。

まず、議員のほうからいろいろと以前の対応についてお話いただきましたが、誤解を招いたらあれなのですが、昨年教育委員会の体制も変わりました。当然それ以前の話も私のほうで把握はしていますが、ここで一旦仕切り直しをしたいということで、お時間を頂戴してもろもろの整理や見直しを行っているところでございます。お話のありました情報発信のあり方ですとか検討委員会のメンバーの見直し等についても検討させていただきたいというふうに考えていますし、それらを行った上でしかるべきタイミングで再スタートしたいというふうに考えてございます。動きが見えないという部分は申し訳なかったのですが、先ほど課長の答弁にもありましたとおり、今年度何もしていないわけではなく、そのための情報収集や打合せを繰り返していたということをご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、小中一貫教育に向けて、改めて私のほうで方針といいますか、そういう部分を申し上げさせていただきますと、小学校の教科担任制ですとか小中学校の相互乗り入れ指導などを通して、9年間を通した一貫教育というのを目標にしてございますし、そのためには何が重要かといいますと、体制整備もありますが、教職員の共通理解という部分が重要になってくるというふうに考えてございます。全教職員が参画している教育推進協議会の中には部会がございまして、全員が参加している特性を生かしましてボトムアップと

いますか、その中で様々な検討や推進をしていただいて、教職員の意識統一や共通理解につなげていきたいというふうに考えてございます。

また、先ほどご提案のありました部分ですが、明確にビジョンを描いて推進していくには計画があったほうがよろしいというふうに私も思います。そのための準備期間として今年度、来年にわたって準備をして、計画に向けて行動していきたいというふうに考えてございますし、それらの準備が整った時点で検討委員会なりそれぞれ地域の方、保護者、先生方を入れた形でご協議いただく場を提供して、様々な意見をいただきたいというふうに考えてございます。いずれにしましても小中一貫に関しましては、校舎の建設とは切り離れた形で、再度教育委員会として提案できる状況になりましたら議会のほうにも丁寧に説明していきたいと思っておりますし、住民の方にも丁寧に説明していく方法、また発信の仕方を含めた様々な機会を提供していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 以上で8番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

次に、1番議員、田中春夫君。

○1番（田中春夫君） （登壇） 田中春夫です。通告に従いまして、1つ目、町政情報を公平に周知、受け取る手だてについて。

町広報については、各世帯に配布されているほか、町役場や町公民館など町民が立ち寄る場所に自由にお持ちくださいとスタンドで並べられています。町内会に入っている世帯には、町内会ルートで町の広報が届くシステムです。町内会未加入世帯は何世帯あるのか、また未加入世帯についてはどのように届けられているのかお伺いします。

2つ目は、町政懇談会についてであります。町政懇談会で予算が決まる前に町民の意見を集約し、町民が住んでよかった、いろんな知恵が湧く懇談会をと思うのは、どのように今後していくのかお伺いします。11月21日から29日まで懇談会が開かれましたが、前進面が得られたのかお伺いします。また、参加者は何人であったのかお伺いし、再質問を留保して、終わりとします。

○議長（廣田 毅君） 答弁、総務課長。

○総務課長（北口信彦君） 議員1つ目のご質問、町政情報についてご答弁申し上げます。

町広報につきましては、ご指摘のとおり月末1回配布をさせていただいております。また、町政情報としてはお知らせ版や各部署からの行政情報を、回覧形式等により、各区長、町内会長、行政連絡員のご協力をいただきながら、広報を含めて月2回の頻度で配布をさせていただいております。各町内会等の配布数は、各区、町内会ごとに必要部数、必要件数を随時報告いただくこととしており、現在の配布数は63か所、配布戸数は1,146戸でございます。

議員ご質問の町内会未加入世帯についてでございますが、加入促進についてもそれぞれの地区におけるコミュニティ活動の一環であると認識しており、それぞれの活動に委ねられているため、加入数の把握は行っておりません。町内会へ加入をされていない世帯への広

報等の配布につきましては、例えばすまい・ルやりぶれの入居者へは施設へ配布、町内会の形成が遅れている稲穂団地A棟からD棟につきましては各棟の連絡員へ配布し、それぞれのお宅へお届けいただいております。そのほか未加入世帯への個別対応につきましては、現在は希望者がいないため、行っておりません。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） 私からは、議員質問の2つ目の町政懇談会についてご答弁申し上げます。

今年度の町政懇談会につきましては、11月21日から11月29日までのうち5日間で各区を訪問いたしました。懇談会でのご説明の議題でございますが、妹背牛温泉ペペルの料金改定及びプレオープンについてと防災行政無線個別受信機の貸与申請について、その他といたしまして空知中央バスの北竜線の廃止について、各地区に3点についてご説明に伺いました。

町政懇談会での町民からの意見といたしましては、農家地区からの意見で、農家地区の住民区の再編を町はどう考えているのかとの意見がございましたので、先日の区長会において農家地区の各区長さんに住民区の再編に関するアンケート調査を現在行っているところでございます。そのほか、ペペルの会員券や70歳以上が300円で入館できるシルバー券や熊や鹿などの鳥獣対策についての意見が多かったところでございます。この意見を反映いたしまして、来年度福祉施策として70歳以上の方に割引券を、鳥獣対策といたしまして狩猟免許取得費用の助成の来年当初予算要求を検討しているところでございます。

今年度の町政懇談会の参加人数につきましては、1区から11区までの合計で156名の参加者がございました。過去の町政懇談会の状況でございますが、令和4年度は12月12日から12月20日のうち5日間で開催してございますが、コロナの影響があり、農家地区につきましては町長、副町長、教育長と議題の説明員のみでの出席で開催いたしました。1区につきましては町長、副町長、教育長と課長職全員で出席して開催してございます。令和3年度、令和2年度につきましては、コロナウイルス感染症の影響で中止といたしておりました。また、令和元年度以前につきましては年明けの1月末から2月上旬で開催しておりましたが、令和4年度以降からは町民の意見を新年度の予算に反映させるべく、予算査定が始まる前に開催しているところでございます。来年以降の町政懇談会につきましても、1区の方や農家の方に多くの参加をしていただけるよう、豪雪期、農繁期を外して、今年度同様11月中の開催を考えてございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1番議員、田中春夫君。

○1番（田中春夫君） 町の広報は、自分の認識では16%ほどの方には届いていないのではないかという認識なのですけれども、町内会に入っていない方も広報を受け取れる仕

組みと、連絡員の方に協力していただいて周知徹底するのが必要なと思います。行政の様々な情報を知る機会となるわけですから、不利益のないように何らかの形で再度具体的にお聞きいたします。

町政懇談会という点では、町長と町民の皆さんが意見を直接交わすことのできる機会だと思うのです。この間も貴重な意見が出ていたと思いますけれども、農繁期、忙しい中での開催というのは難しいかと思っておりますけれども、相談しながら時期を早めて、予算編成を行う時期の前ぐらいに皆さんの声を聞ける、そういうことが大切だと思いますので、そのお考えをお伺いして、再々質問を留保して、終わります。

○議長（廣田 毅君） 答弁、総務課長。

○総務課長（北口信彦君） 議員ご質問の再質問についてご答弁申し上げます。

まず、町内会への加入という部分におきましては、先ほども申し上げたとおり、町としては加入促進をお願いするという立場にあるものですから、引き続き区長会、連合会等をお願いをしまいたいというふうに考えております。また、町営住宅や町が助成し建設を行っている民間賃貸住宅につきましては、入居者にぜひ町内会に入会するようお願いをさせていただいているところでございます。また、町内会に入られていない住民の方で配布希望者がいらっしゃる場合につきましては、過去にありましたが、無償で郵送もしくは、例えば農家地区におきまして、町内会には入っているけれども、回覧ができないためなかなか回らないといったご希望があれば、その方の分だけ別に封筒に入れお渡しした上で、回覧ではなく、そのまま自宅に置いていただくような形式を取ることが可能というふうに考えてございます。

先ほど議員のほうから16%もの多くの方々情報が得られていないというふうにお伺いをさせていただきましたが、そこまで多くの住民が受けていないというのは初めて聞いたものですから、その辺の情報をもしいただけるものであれば、どの程度の方がどういった状況でいらっしゃるのかということ踏まえて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

以上、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 企画振興課長。

○企画振興課長（鎌田秀章君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、町政懇談会につきましては、町民の皆様からの貴重なご意見、ご要望を聞く重要な場として捉えてございます。今後の町政懇談会につきましても新年度の予算が確定する前の開催を考えており、より多くの町民の皆様が参加できるように、農繁期を外して年内11月中での日程を調整してまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○1番（田中春夫君） ありません。

○議長（廣田 毅君） 以上で1番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。

次に、2番議員、佐々木和夫君。

○2番（佐々木和夫君）（登壇） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今年度は道内各地で相次いで熊の出没がありました。本町でも9か所の出没情報があつたところがございます。だんだんと民家近くまで迫ってきておるような状況でございます。本町は、皆さんご承知のとおり山のない町でございます。到底熊の出没などということは、私も考えられないことではございました。昨年1回ですか、7区の茜橋、あそこに足跡が出たのが初めてのような気がするわけではございます。

道内の状況におきましては、痛ましい事故が渡島管内の福島町、また近隣では上川管内幌加内の朱鞠内湖の釣り人の方が痛ましい人的被害となっております。今年は11月に入り降雪となったわけではございます。新聞等には、空知版のところですか、熊出没という情報が、小さい箇所ではございますが、10月中はほぼ毎日のように近隣の熊の情報が出されたところではございます。そこで、本町の熊出没対策について、大枠3点でございますが、質問していきたいと思っております。

1つ目には、本町には猟友会の組織はあるのか、2つ目に、被害、また出没等に関する町としてのマニュアルはあるのか、3つ目には、この管内、北竜にしろ、秩父別、また沼田にしろ、深川市もですが、山を持っておられるほかの町との連携はあるのか、この3点について質問をしたいと思います。

再質問を留保し、終わります。

○議長（廣田 毅君） 答弁、農政課長。

○農政課長（横井憲一君） 議員からご質問がございました本町の熊出没対策についてご答弁をさせていただきます。

本町の熊の対応につきましては、現在総務課と農政課が合同でその対応に当たっております。まず、総務課のほうでは、警察との連携、それから出没周辺住民区長への連絡、町ホームページや新聞折り込みによる熊出没情報の住民周知などを行い、農政課のほうでは、猟友会との連携、それから農家地区へのファックスによる熊出没情報の周知、また出没場所への注意看板の設置などを行っております。

まず、1つ目のご質問の本町の猟友会の組織についてですが、北海道猟友会北空知支部妹背牛部会として組織されております。現在5名の会員で活動をされてございますが、熊対策の対応もしていただいているところでございますけれども、そのほか本町からの要請でカラス、鹿等の被害に対するパトロールや、それから駆除にもご協力をいただいているところでございます。

次に、2番目の被害に対応するマニュアルについてですが、町として被害に対応するマニュアルについては作成しておりませんが、熊出没時の初動対応についてのマニュアル、それから土日、祝日など閉庁日に通報があつたときの日直者の対処マニュアルは作成してございます。万が一熊が出没し人的被害が発生した、または発生するおそれがある場合に

つきましては、北海道が作成していますヒグマ人身事故発生時の対応方針及びヒグマ出沒時対応方針並びに空知地域ヒグマ対策実施計画に基づき対応したいと考えてございます。

次に、3番目の市町村間の連携についてでございますが、特に連携して何か対策をしているということはありません。ただ、市、町の境界の近くで出沒した場合、例えば今年であれば10月に深川市のメム山4線6号付近に出沒したことがあったのですが、そのような場合につきましては深川市からご連絡をいただき、その後妹背牛町5区、ちょうど深川境界境に出沒した際には深川市に連絡をするなど、情報の交換などは行ってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐々木和夫君。

○2番（佐々木和夫君） 町のマニュアル等々お聞きして、実際に本町には出たわけですから、町だけでは対応できない面もあろうかなと思ってございます。人的被害が出れば大変なことなのですが、これに関して北海道としては、秋田、青森ですか、東北の知事さん方と10月の末ですか、ヒグマ対策について協議されたということで、道もヒグマに対応する方策を講じなければということでございます。国のほうにも要請した中で、今年度ですか、環境省が熊対策に都道府県が使える予算7,300万を補正予算に上げるという話も聞いてございます。

北海道としては、数字的にかなりな出沒回数で、全道各地どこもそうなのですが、これに対して、各振興局がございませぬ。熊対策に対するプロフェッショナルな職員さんが全道各地におられるということで、スキルの高い方々を特別に招集をかけて、14名でしたか、その人方を、空知振興局だとか釧路、点在している中で、どこの振興局にもプロとして1名配置して、市町村の熊対策に協力をするということが決まったそうでございます。道議会のほうでもこの区選出の植村真美道議が議場においてヒグマ対策のことを述べられたということで、対岸の火事ではなく、今年9件出て、たまたま私どもの住んでいる町内が9番目でしたか、妹背牛秩父別線の5区のコミセンの手前のところだったので、うちの町内会長が役場からいただいた熊出沒情報を一軒一軒配られて注意喚起をしてございました。

町として対応しかねる面もあろうかと思っておりますので、振興局に熊専門の職員さんがおられるということなので、来年のことは分かりませぬけれども、来年に向けて早々に、春のうちにでも振興局なり道なりに今年の本町の状況を伝えながら、先ほど課長のほうで初期マニュアル、また休日マニュアル等はあるということなのでございますが、足跡だけで人的被害がないからということで油断せず、ちゃんとしたマニュアルを作成したほうがいいのかなと思ってございます。

近隣では先ほど申し上げました幌加内が、旭川の測量屋さんと提携をされて、痛ましい事故の後なのですが、里のほうに下りてきた熊が出たときにドローンで、追い払う効果

もあるそうです。ドローンで熊を追い払う、またドローンで熊の位置を確認し、猟友会さんと協力した中で捕獲等々されるということでございます。単純に捕獲、猟銃を発砲して処理するというのは動物愛護団体だとかなかなか難しいことがありまして、マニュアルのほかにもう一つお聞きしたいのが、熊を指定管理鳥獣ということにするような形になって、本当に決まったかどうか私も分かりません。指定管理鳥獣に対して道のほうから通達等がありましたらお聞かせいただきたいかなと。

以上、町のマニュアルと指定管理の2点について、再々質問を留保し、終わっていきたいと思います。お願い申し上げます。

○議長（廣田 毅君） 答弁、農政課長。

○農政課長（横井憲一君） それでは、再質問のご答弁をしたいと思います。

まず、1点目の対応マニュアルの関係でございますけれども、近隣の状況などは確認してございませんけれども、市町村独自で作成しているというのは、今議員のほうから名前が挙がっておりました、今年人的被害が発生した幌加内町さんだけが独自のマニュアルというのをつくっているかと思えます。今後近隣の状況等をお聞きしながら、対応マニュアル等の作成についても検討を進めてまいりたいと思えますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それから、2点目の指定管理鳥獣の関係でございます。指定管理鳥獣というのは、指定管理鳥獣捕獲事業等というのがございまして、この事業は集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた指定管理鳥獣について、都道府県または国が捕獲等を事業として実施できるものでございます。平成26年にこの制度が創設されております。現在はエゾシカを含むニホンジカ及びイノシシがこの指定を受けているところでございます。

この事業では、計画に基づいて指定管理鳥獣の捕獲に取り組む都道府県に交付金が支払われるほか、通常禁止されております夜間の駆除が可能になるということでございます。北海道につきましては、第二種の特定鳥獣管理計画として北海道エゾシカ管理計画を策定して、毎年これに基づいてエゾシカの管理、捕獲等を実施しているということでございます。ヒグマにつきましては、この間新聞に東北と北海道知事と合同で環境大臣のほうに要望を上げたという形が載っております、その後、環境省においても今後検討するというような記事が載っていたのですけれども、まだ指定鳥獣になったという話は私どもも聞いてございません。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（廣田 毅君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○2番（佐々木和夫君） ありません。

○議長（廣田 毅君） 以上で2番議員、佐々木和夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

ここで昼食のため休憩をいたします。なお、午後1時30分より再開をいたしたいと思

います。

休憩 午前 11 時 35 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（廣田 毅君） それでは、再開いたします。

◎日程第 9 議案第 4 2 号

○議長（廣田 毅君） 日程第 9、議案第 4 2 号 妹背牛町長、妹背牛町副町長及び妹背牛町教育委員会教育長の給料月額等の特例に関する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（廣田 毅君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 討論を終わります。

これより議案第 4 2 号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 4 3 号

○議長（廣田 毅君） 日程第 10、議案第 4 3 号 妹背牛町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北口信彦君） （説明、記載省略）

○議長（廣田 毅君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第44号

○議長(廣田 毅君) 日程第11、議案第44号 妹背牛温泉設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長(鎌田秀章君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第45号

○議長(廣田 毅君) 日程第12、議案第45号 妹背牛町債権管理条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北口信彦君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第46号

○議長(廣田 毅君) 日程第13、議案第46号 妹背牛町上下水道事業設置条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第47号

○議長(廣田 毅君) 日程第14、議案第47号 妹背牛町上下水道事業の公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第48号

○議長(廣田 毅君) 日程第15、議案第48号 令和5年度妹背牛町一般会計補正予算(第7号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)

○議長(廣田 毅君) 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北口信彦君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第49号

○議長(廣田 毅君) 日程第16、議案第49号 令和5年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)

○議長(廣田 毅君) 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(石井昌宏君) (説明、記載省略)

○議長（廣田 毅君） これから質疑を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 討論を終わります。
これより議案第49号を採決します。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第50号

○議長（廣田 毅君） 日程第17、議案第50号 令和5年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）

○議長（廣田 毅君） 提案理由の説明を求めます。
住民課長。

○住民課長（石井昌宏君） （説明、記載省略）

○議長（廣田 毅君） これから質疑を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 討論を終わります。
これより議案第50号を採決します。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田 毅君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第51号

○議長（廣田 毅君） 日程第18、議案第51号 令和5年度妹背牛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

- 事務局長（菅 一光君） （朗読、記載省略）
- 議長（廣田 毅君） 提案理由の説明を求めます。
建設課長。
- 建設課長（西田慎也君） （説明、記載省略）
- 議長（廣田 毅君） これから質疑を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（廣田 毅君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（廣田 毅君） 討論を終わります。
これより議案第51号を採決します。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（廣田 毅君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第52号

- 議長（廣田 毅君） 日程第19、議案第52号 指定管理者の指定について（妹背牛温泉）の件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
企画振興課長。
- 企画振興課長（鎌田秀章君） （説明、記載省略）
- 議長（廣田 毅君） これから質疑を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（廣田 毅君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「なし」の声あり）
- 議長（廣田 毅君） 討論を終わります。
これより議案第52号を採決します。
本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（廣田 毅君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第53号

- 議長（廣田 毅君） 日程第20、議案第53号 指定管理者の指定について（妹背牛

町米穀乾燥調製貯蔵施設)の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長(横井憲一君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第54号

○議長(廣田 毅君) 日程第21、議案第54号 指定管理者の指定について(妹背牛町農産加工センター)の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長(横井憲一君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第55号

○議長(廣田 毅君) 日程第22、議案第55号 指定管理者の指定について(妹背牛

町農産物直売所)の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長(横井憲一君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第11号

○議長(廣田 毅君) 日程第23、発議第11号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出について

○議長(廣田 毅君) 日程第24、閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎追加日程の議決

○議長(廣田 毅君) お諮りします。

ただいま町長から議案第56号 妹背牛町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時37分

○議長(廣田 毅君) 再開します。

◎追加日程第1 議案第56号

○議長(廣田 毅君) 追加日程第1、議案第56号 妹背牛町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(石井昌宏君) (説明、記載省略)

○議長(廣田 毅君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長(廣田 毅君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田 毅君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長(廣田 毅君) 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介いたします。

町長。

○町長(田中一典君) 本日は、全議案の可決をいただき、ありがとうございました。併せて、令和3年度決算のご認定もいただきました。

今般いただきました一般質問を精査させていただき、そこからヒントをいただきながら町政の推進に役場職員ともども努めてまいり所存でございます。時節柄お体をご自愛いただきまして、町民の負託に応え、また町政推進へ絶大なご協力をいただけるようお願いを申し上げます。本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(廣田 毅君) これで令和5年第4回妹背牛町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員